



2 9 諮 問 第 2 号
2017 年（平成 29 年）2 月 28 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立川 丈夫 様

逗子市長 平 井 竜



空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る
個人情報の目的外利用について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、
別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

環境都市部 まちづくり課 大谷
内線 461

(別 添)

担当所管名		環境都市部 まちづくり課
事務の名称		空家等対策の推進に関する特別措置法の運用事務
諮問の概要		市まちづくり課では平成 28 年 4 月 1 日から空家等対策の推進に関する特別措置法の運用事務を行っている。同法は、市が空家等について適正な管理が行われていないと認めたときには、それらの実態調査のほか、空家等の所有者又は管理者に対する助言又は指導、勧告、命令、行政代執行等の行政指導及び行政処分を行うことができる規定となっている。 この行政指導等を当該所有者又は管理者に対して行うにあたり、平成 28 年 7 月 27 日付けで諮問した個人情報（氏名、住所等）の収集先について追加及び変更をするもの。
事務の目的及び根拠法令等		法律に基づき、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。
対象となる個人の類型・対象者数		空家等の所有者又は管理者等
第 10 条 関 係	目的外利用する個人情報の内容	（追加する収集先：福祉部社会福祉課） 市が管理不全と認めた家屋に係る、社会福祉課が保有する所有者等の情報（氏名、住所及び電話番号等 ※必要最小限の情報） （変更する収集先：福祉部介護保険課） 市が管理不全と認めた家屋に係る、介護保険課が保有する所有者等の情報（氏名、住所及び電話番号等 ※必要最小限の情報）
	利用先	環境都市部まちづくり課
	利用の理由	空家等の適正管理に関する指導等を行うにあたり、家屋等の所有者等の個人情報を利用するため
	本人通知	■実施 □省略（理由： ）